

- 災害廃棄物処理の基本方針を変更
 - ・ 民間の廃棄物処理施設・資源化施設を最大限に活用。

- 災害廃棄物発生量
 - ・ 実績 42,994t、最終的な処理見込み 9,500t、合計 52,494t（6月1日時点）
 - ・ コンクリートがらや土砂混合ごみを中心に資源化を実施。

- 災害廃棄物処理の実行体制
 - ・ 常総市を実施主体とし、国、県や関連機関の支援を受けながら、災害廃棄物処理を実施。

- 災害廃棄物の処理方法（処理フローを添付）
 - ・ 関係機関と協力しながら、
 - ①本市が構成市である常総地方広域市町村圏事務組合、下妻地方広域事務組合の2つの組合で処理。
 - ②大半の廃棄物は、県内外の民間の廃棄物処理施設や資源化施設を活用し、効率的かつ適正な処理を実施。

- 処理スケジュール
 - ・ 常総市外にやむを得ず設置した一次仮置場については、平成28年3月末を目標に解消。
 - ・ 常総市内の一次仮置場については、平成28年4月末までを目処に生活環境保全上の支障が生じる恐れがある廃棄物の処理を完了。
 - ・ 生活環境保全上の支障の少ない廃棄物混じり土砂、コンクリートがら等は、極力復旧資材等への活用を図るなど、リサイクルを進め、発災1年後の平成28年8月末までに搬出を完了。
 - ・ 今後は速やかな仮置場の復旧を実施する。

以上